

返金について

雇用契約を締結した該当求職者が、入社日（試験期間が存する場合にはその期間開始日）から3ヶ月以内に、自己都合により退職した場合または懲戒解雇された場合（懲戒解雇事由について行政官庁の認定がされた場合を指す。）には企業から受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて以下の通り返還するものとする。

- （1）入社日から1ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の80%
- （2）入社日から2ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の50%
- （3）入社日から3ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の30%